# 調査方法の手順の概要

| 調査の内容 | | アスベスト含有建材の状況 | 報告様式 |
|---|---|---|---|
| ①照会対象施設の抽出<br>平成１８年９月１日以後に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物 | No（該当なし） | | 様式２ |
| Yes（該当あり） | | | |
| ②施設職員等による目視等による調査<br>○目視（施設職員で目視します。建物の管理業者等の出入りの業者の方に依頼していただいても結構です。）<br>（共通）建築物全体を目視し，アスベスト含有建材（当建材の有無が明確に判断できない場合を含む。）の飛散の状態を確認する。<br>（煙突）煙突の有無を目視で確認する。<br><br>＊除去等の措置…除去状態の他，封じ込め状態又は囲い込み状態<br>＊封じ込め状態…アスベスト含有建材をそのまま残し，薬剤等によりアスベストの表層等を固着化して，粉じんが飛散しない状態<br>＊囲い込み状態…アスベスト含有建材が使用空間に露出しないように壁，天井等で完全に覆われ，粉じんが飛散しない状態<br>＊アスベストの飛散がない状態…アスベスト含有建材の損傷，劣化等による粉じんの飛散がなく，ばく露のおそれがない状態<br><br>（参考　竣工年次・構造等によるスクリーニングの目安）<br>・吹付け材（レベル１）…平成8年度以前に竣工した建築物<br>・保温材（レベル２）…昭和63年度以前に竣工した建築物であって，ボイラーや吸収式冷温水器を有するもの等<br>・耐火被覆材（レベル２）…平成17年度以前に竣工した建築物であって，鉄骨造のもの<br>・断熱材（レベル２）…昭和59年度以前に竣工した建築物であって，折板屋根を有するもの　又は<br>平成4年度以前に竣工した建築物であって，煙突を有するもの<br>（参考　図面による場所の特定）<br>・保温材…機械図面等を確認し，保温材の使用箇所を特定する。<br>・耐火被覆材…建築図面により，耐火被覆の使用の有無及び使用箇所を特定する。<br>・断熱材…建築図面により，折板屋根の裏打ち断熱材の使用の有無及び使用箇所を特定する。<br>建築図面により，煙突用断熱材の使用の有無及び使用箇所を特定する。<br><br>＊賃貸物件内に入っている施設は，各施設で調査を行っていただく場合のほか，賃貸人に竣工年次やアスベストの使用等をお問い合わせいただくことで，確認していただいても結構です。 | No（該当なし，煙突なし） | 石綿含有のおそれなし | 様式１－１<br>（ア欄とＡ欄に○） |
| | No（除去等の措置済み，煙突なし） | 石綿含有のおそれがあるが，ばく露のおそれなし | 様式１－１<br>（イ欄とＡ欄に○） |
| | No（飛散なし(レベル２に限る。)，煙突なし） | 石綿含有のおそれがあるが，ばく露のおそれなし | 様式１－１<br>（ウ欄とＡ欄に○） |
| Yes（飛散あり，煙突あり，不明）<br>≪③にすすみ，分析調査を実施する場合は事前に報告書提出先の所属に連絡≫ | | | |
| ③専門業者等による分析調査等<br>（共通）専門業者等に目視や図面の確認を依頼し，必要に応じて分析調査を行う。<br>（煙突）劣化又は損傷の有無は，専門業者等に依頼し，必要に応じて分析調査を行う。<br><br>＊専門業者に委託し実施される場合は，ご参考にしてください。<br>「日本環境衛生センター建築物石綿含有建材調査者講習修了者」<br>http://www.jesc.or.jp/Portals/0/center/training/ishiwata/H28shuryosha1219.pdf<br><br>＊分析調査を行う場合は，ご参考にしてください。<br>「石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧」<br>http://www.jawe.or.jp/download/asbstslist1610.pdf | No（石綿なし） | 石綿含有のおそれなし | 様式１－１<br>（ア欄とＡ欄，Ｃ欄に○） |
| | （分析調査の予定） | | 様式１－１<br>（ク欄又はケ欄に○） |
| Yes（石綿あり） | | | |
| ④必要な対策の実施・未実施<br>（共通）除去等の措置の実施・未実施を確認する。 | Yes（措置実施） | 石綿が使用されているが，除去等の措置済み | 様式１－１<br>（イ欄とＡ欄，Ｃ欄に○） |
| No（措置未実施） | | | |
| ⑤今後の予定等について<br>（共通）使用箇所（日常利用する場所又はその他の場所）及び措置予定を確認する。 | | 石綿が使用され，ばく露のおそれがある | 様式１－１<br>（エ～キ欄とＡ欄，Ｃ欄に○）<br>様式１－２<br>（必要箇所に○） |

＊「③専門業者等による分析調査」を実施する場合は，速やかに報告書提出先の所属にご連絡いただきますようお願いいたします。

＊現時点で，ばく露のおそれがない状況であっても，石綿障害予防規則に基づき，ばく露防止に向けた対策（除去等の措置，改修や解体時の調査等）を講じていただきますようお願いいたします。

## 調査参考写真

吹付け材　レベル１

鉄骨耐火被覆材

天井断熱材

機械室吸音材

保温材　レベル２

室内の配管

配管エルボの破れ

耐火被覆材　レベル２

鉄骨梁の耐火被覆材

耐火被覆材のはく離

断熱材　レベル２

折板屋根裏断熱材

折板屋根裏断熱材の剥離

断熱材（煙突）　レベル２

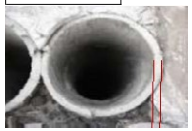

煙突内部

煙突内部の断熱材劣化